

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、
日曜日は、
日曜日の翌
日の翌日
の翌日)

目 次

◆ 条 例 輸入促進地域における不動産取得税の不均一課税に関する条例(税務課)

鳥取県公文書公開条例の一部を改正する条例(総務課)
職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(職員課)
鳥取県特別医療費助成条例の一部を改正する条例(障害福祉課)

公布された条例のあらまし

◇ 輸入促進地域における不動産取得税の不均一課税に関する条例

- 一 不動産取得税の不均一課税(第二条関係)
地域輸入促進計画の公表日から五年を経過する日までの期間内に輸入促進施設を設置した者について、当該輸入促進施設の用に供する家屋又はその敷地である土地の取得に対して課する不動産取得税の税率は、百分の〇・四(通常の税率 百分の四)とすることとした。
- 二 不均一課税の適用の申請(第三条関係)
一の適用を受ける場合の申請の申請の申請の手続を定めることとした。

三 虚偽の申請者等に対する措置(第四条関係)

虚偽の申請者等に対しては、一を適用しないものとする。

四 その他

その他所要の規定を設けることとした。

五 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◇ 鳥取県公文書公開条例の一部を改正する条例

一 個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものであつても、次に掲げる情報が記録されている公文書については、開示の対象とすることとした。(第九条関係)

1 公務員の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員の職の名称その他職務上の地位を表す名称及び氏名(当該公務員の権利益を不当に侵害するおそれがある情報であつて、実施機関があらかじめ鳥取県公文書公開審議会の意見を聴いて定めるものを除く。)

2 開示することが公益上必要であり、かつ、個人の権利益を不当に侵害するおそれがないと認められる情報であつて、実施機関があらかじめ鳥取県公文書公開審議会の意見を聴いて定めるもの

二 鳥取県公文書開示審査会の名称を鳥取県公文書公開審議会に改めるとともに、その権限として、新たに鳥取県公文書公開条例の施行に関する重要事項について実施機関に意見を述べること等を加えることとした。(第十三条関係)

三 一の条例は、公布の日から施行し、改正後の条例の規定は、平成十年一月一日以後に作成され、又は取得された公文書について適用することとした。

2 鳥取県公文書公開審議会について、所要の経過措置を講ずることとした。

◇ 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

一 職員の給与に関する条例の一部改正

1 期末手当の支給制限（新第十六条の五関係）

次のいずれかに該当する者には、当該基準日に係る期末手当を支給しないこととした。

- (一) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に懲戒免職の処分を受けた職員
 - (二) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたこと等により失職した職員
 - (三) 基準日前一月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
 - (四) 2の(一)の期末手当の一時差止処分を受けた者で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの
- 2 期末手当の支給の一時差止め（新第十六条の六関係）
- (一) 任命権者は、期末手当の支給日の前日までの間に離職した者が次のいずれかに該当する場合は、期末手当の支給を一時差し止めることができることとした。
 - (1) 離職した日から支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴され、その判決が確定していない場合に係る刑事事件に於て、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、期末手当を支給することが、公務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
 - (2) 任命権者は、一時差止処分について次のいずれかに該当する場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならぬこととした。
 - (1) 一時差止処分を受けた者が、その理由となつた行為に係る刑事事件に

関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

- (2) 一時差止処分を受けた者について、その理由となつた行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があつた場合
 - (3) 一時差止処分を受けた者が、その在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して一年を経過した場合（その者が現に逮捕されている場合その他一時差止処分を取り消すことが、一時差止処分の目的に明らかに反すると認められるときを除く。）
- 3 勤勉手当の支給制限及び一時差止め（新第十六条の七関係）
- 勤勉手当の支給についても1及び2に準じることとした。
- 4 その他
- 所要の規定の整備を行うこととした。
- 二 職員の退職手当に関する条例の一部改正
- 1 退職手当の支払（新第二条の二関係）

一般の退職手当等は、特別の事情がある場合を除き、職員が退職した日から起算して一月以内に支払わなければならないこととした。
 - 2 退職手当の支給の一時差止め（新第十七条の二関係）
 - (一) 任命権者は、退職した者に対しまだ一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に於て、その者が逮捕されたとき又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであつて、その者に対し一般の退職手当等を支給することが、公務に対する信頼を確保し、退職手当制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるときは、その支給を一時差し止めることができることとした。
 - (二) 任命権者は、一時差止処分について次のいずれかに該当する場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならぬこととした。

(1) 一時差止処分を受けた者について、その理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(2) 一時差止処分を受けた者が、その在職期間中の行為に係る刑事事件に關し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して一年を経過した場合（その者が現に逮捕されている場合その他一時差止処分を取り消すことが、一時差止処分の目的に明らかに反すると認められるときを除く。）

3 その他

所要の規定の整備を行うこととした。

三 知事等の退職手当に関する条例の一部改正

1 退職手当の支給の一時差止め（第二条関係）

退職手当の支給の一時差止めについて、二の2の例によることとした。

2 退職手当の支払（第二条の二関係）

退職手当は、特別の事情がある場合を除き、知事等が退職した日から起算して一月以内に支払わなければならないこととした。

四 施行期日等

1 この条例は、公布の日から施行することとした。

2 次の条例について、所要の改正を行うこととした。

(一) 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例

(二) 企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

(三) 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例

(四) 病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

◇鳥取県特別医療費助成条例の一部を改正する条例

一 特定の疾病にかかっている者等が受けた医療に係る医療費の助成対象に、薬剤費に係る一部負担金相当額を加えることとした。（第三条第二項関係）

二 その他所要の規定の整備を行うこととした。

三 この条例は、公布の日から施行し、平成九年九月一日から適用することとした。

条 例

輸入促進地域における不動産取得税の不均一課税に関する条例をここに公布する。

平成九年十月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第二十一号

輸入促進地域における不動産取得税の不均一課税に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法（平成四年法律第二十二号。以下「法」という。）第四条第二項第一号に規定する輸入促進地域における不動産取得税の不均一課税について必要な事項を定め、もって地域社会の健全な発展と国際経済交流の促進を図ることを目的とする。

(不動産取得税の不均一課税)

第二条 法第五条第一項に規定する地域輸入促進計画（平成十年三月三十一日までに同条第八項の規定による承認を受けたものに限る。）の同条第十項の規定による公表の日（以下「公表日」という。）から五年を経過する日までの期間内に、輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法第十五条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成七年自治省令第三十二号）第二条第一項に規定する施設（以下「輸入促進施設」という。）を設置した者について、当該輸入促

進施設の用に供する家屋（当該輸入促進施設の用に供する部分に限るものとし、事務所、宿舍又は宿泊施設、駐車施設、遊技施設、飲食店、喫茶店若しくは物品販売施設のうちその利用について対価若しくは負担として支払うべき金額の定めのある施設に係るものを除く。）又はその敷地である土地の取得（公表日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税の税率は、鳥取県税条例（昭和二十九年五月鳥取県条例第二十六号）第六十二条の規定にかかわらず、百分の〇・四とする。

（不均一課税の適用の申請）

第三条 前条の規定による不均一課税の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した不均一課税適用申請書を、家屋又はその敷地である土地を輸入促進施設の用に供することとなった日から三十日以内に、知事に提出しなければならない。

- 一 住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
- 二 輸入促進施設の所在地及び名称
- 三 輸入促進施設の用に供する家屋及び構築物の取得価額並びに家屋及びその敷地である土地の取得年月日
- 四 その他参考となるべき事項

2 知事は、前項の申請があつた場合において必要があると認めるときは、当該申請に係る事項について調査することができる。

（虚偽の申請者等に対する措置）

第四条 正当な理由がなく前条第一項の申請をせず、若しくは虚偽の記載その他不正な行為により同項の申請をした者又は正当な理由がなく同条第二項の調査を拒み、若しくは妨げた者に対しては、第二条の規定は、適用しないものとする。

（委任）

第五条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県公文書公開条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成九年十月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第二十二号

鳥取県公文書公開条例の一部を改正する条例

鳥取県公文書公開条例（昭和六十三年三月鳥取県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第九条第二号に次のように加える。

二 公務員（国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第二条第一項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員をいう。）の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員の職の名称その他職務上の地位を表す名称及び氏名（当該公務員の権利利益を不当に侵害するおそれがある情報であつて、実施機関があらかじめ鳥取県公文書公開審議会の意見を聴いて定めるものを除く。）

ホ 開示することが公益上必要であり、かつ、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる情報であつて、実施機関があらかじめ鳥取県公文書公開審議会の意見を聴いて定めるもの

第十二条第一項中「鳥取県公文書開示審査会」を「鳥取県公文書公開審議会」に改める。

第十三条の見出しを「鳥取県公文書公開審議会」に改め、同条第一項を次のように改める。

次に掲げる事務を行わせるため、鳥取県公文書公開審議会（以下「審議会」という。）

を設置する。

- 一 第九条第二号ニ及びホの規定により、実施機関に意見を述べることを。
 - 二 前条第一項に規定する諮問に応じて審議すること。
 - 三 その他この条例の施行に関する重要事項について、実施機関に意見を述べることを。
- 第十三条第二項中「審査会」を「審議会」に改め、同条第五項中「審査会」を「審議会」に改め、「第一項の規定により審議を行うため」を削り、同条第七項中「審査会」を「審議会」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の鳥取県公文書公開条例（以下「新条例」という。）第九条の規定は、平成十年一月一日以後に作成され、又は取得された公文書について適用し、同日前に作成され、又は取得された公文書については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の鳥取県公文書公開条例第十三条第一項に規定する鳥取県公文書開示審査会の委員に任命されている者は、当該委員の任期中は、新条例第十三条第一項に規定する鳥取県公文書公開審査会の委員に任命されているものとみなす。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成九年十月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第二十三号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 職員の給与に関する条例(昭和二十六年二月鳥取県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「但し」を「ただし」に、「退職」を「離職」に改め、同条第二項中「退職」を「離職」に改める。

第十二条の二第六号中「及び前号」を「又は前号」に、「一箇月」を「一月」に改め、「退職し」の下に「若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し」を加え、「第十六条の五第一項の規定により」を「第十六条の七第一項に規定する」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項第六号の規定の適用を受ける職員の期末手当及び勤勉手当の支給については、第十六条の五及び第十六条の六の規定を準用する。この場合において、第十六条の五中「前条第一項」とあるのは「第十二条の二第一項第六号」と、同条第一号中「基準日から」とあるのは「基準日(勤勉手当にあつては第十六条の七第一項に規定する基準日)をいう。以下この条及び次条において同じ。」から」と、「支給日」とあるのは「支給日(勤勉手当にあつては同項に規定する人事委員会規則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。)」と読み替えるものとする。

第十六条の四第一項中「この条」の下に「から第十六条の六まで」を、「定める日」の下に「(次条及び第十六条の六においてこれらの日を「支給日」という。)」を加え、「一箇月」を「一月」に改め、「退職し」の下に「若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し」を加え、「第十二条の二第六号」を「第十二条の二第一項第六号」に改め、同条第三項中「退職し」の下に「若しくは失職し」を加える。

第十六条の九を第十六条の十一とし、第十六条の六から第十六条の八までを二条ずつ繰り下げる。

第十六条の五第一項中「六箇月」を「六月」に、「一箇月」を「一月」に改め、「退職し」の下に「若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し」を加え、「第十二条の二第六号」を「第十二条の二第一項

第六号」に改め、同条第二項中「退職し」の下に「若しくは失職し」を加え、同条第四項中「前条第四項」を「第十六条の四第四項」に、「次条第三項」を「第十六条の七第三項」に改め、同条に次の一項を加え、同条を第十六条の七とする。

5 前二条の規定は、第一項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第十六条の五中「前条第一項」とあるのは「第十六条の七第一項」と、同条第一号中「基準日から」とあるのは「基準日（第十六条の七第一項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する人事委員会規則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。

第十六条の四の次に次の二条を加える。

(期末手当の支給制限)

第十六条の五 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第一項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第四号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

一 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第二十九条の規定による懲戒免職の処分を受けた職員

二 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第二十八条第四項の規定により失職した職員（同法第十六条第一号に該当して失職した職員を除く。）

三 基準日前一月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前二号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

四 次条第一項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

(期末手当の支給の一時差止め)

第十六条の六 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当

該支給日の前日までの間に離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

一 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第六編に規定する略式手続によるものを除く。第三項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

二 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至つた場合であつて、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立てをすることができ、期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。

3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第三号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

一 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかつた場合

二 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があつた場合

三 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して一年を経過した場合

4 前項の規定は、任命権者が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなつたとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

5 任命権者は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、その旨を書面で通知するとともに、当該一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

6 前項の規定により一時差止処分を行う旨の通知をする場合において、当該一時差止処分を受けるべき者の所在が知れないときは、通知をすべき内容を告示することをもつて通知に代えることができる。この場合においては、その告示の日から起算して二週間を経過した日に、通知が当該一時差止処分を受けるべき者に到達したものとみなす。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第二条 職員の退職手当に関する条例(昭和三十七年十二月鳥取県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第十六条の七第二項」を「第十六条の九第二項」に改める。

第二条の二の見出しを「(退職手当の支払)」に改め、同条に次の一項を加える。

2 次条から第五条までの規定による退職手当(以下「一般の退職手当」という。)及び第十四条の規定による退職手当は、職員が退職した日から起算して一月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確認することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

第十三条第一項中「第三条から第五条までの規定による退職手当(以下「一般の退職手当」という。)」を「一般の退職手当」に、「次の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改める。

第十七条第一項中「起訴」を「起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三百一十一号)第六編に規定する略式手続によるものを除く。第三項及び次条第三項において同じ。」を「改め、同条第三項中「次条第一項」を「次条及び第十七条の三第一項」に、「起訴」を「起訴を」に改める。

第十七条の二第一項中「処せられたときは」の下に、「任命権者は」を加え、同条を第十七条の三とし、第十七条の次に次の一条を加える。

(退職手当の支給の一時差止め)

第十七条の二 任命権者は、退職した者に対しまだ一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思量するに至つたときであつて、その者に対し一般の退職手当等を支給することが、公務に対する信頼を確保し、退職手当制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるときは、一般の退職手当等の支給を一時差し止めることができる。

2 前項の規定による一般の退職手当等の支給を一時差し止める処分(以下「一時差止処分」という。)を受けた者は、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による不服申立てをすることができる期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。

3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第二号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

一 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があつた場合

二 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなくその者の退職の日から起算して一年を経過した場合

4 前項の規定は、任命権者が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、一般の退職手当等の支給を差し止める必要がなくなつたとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

5 一時差止処分を受けた者に対する第十五条の規定の適用については、当該一時差止処分が取り消されるまでの間、その者は、一般の退職手当等の支給を受けない者とみなす。

6 前条第二項の規定は、一時差止処分を受けた者が、当該一時差止処分が取り消されたことにより一般の退職手当等の支給を受ける場合について準用する。

7 任命権者は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、その旨を書面で通知するとともに、当該一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

8 前項の規定により一時差止処分を行う旨の通知をする場合において、当該一時差止処分を受けるべき者の所在が知れないときは、通知をすべき内容を告示することをもつて通知に代えることができる。この場合においては、その告示の日から起算して二週間を経過した日に、通知が当該一時差止処分を受けるべき者に到達したものとみなす。

(知事等の退職手当に関する条例の一部改正)

第三条 知事等の退職手当に関する条例(昭和三十七年十二月鳥取県条例第五十号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「退職手当の取扱い」の下に、「退職手当の支給の一時差止め」を加え、「第十七条の二」を「第十七条の三」に改める。

第二条の二の見出しを「(退職手当の支払)」に改め、同条に次の一項を加える。

2 退職手当は、知事等が退職した日から起算して一月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 第二条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例第十七条の二の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用する。

(現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

3 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和三十二年十月鳥取県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第十一条中「一箇月」を「一月」に改め、「退職し」の下に「若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し」を加える。

第十二条中「六箇月」を「六月」に、「一箇月」を「一月」に改め、「退職し」の下に「若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し」を加える。

(企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

4 企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和四十一年十二月鳥取県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第十三条中「一箇月」を「一月」に改め、「退職し」の下に「若しくは地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し」を加える。

第十四条中「一箇月」を「一月」に改め、「退職し」の下に「若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し」を加える。

(義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正)

5 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和四十六年十二月鳥取県条例第五十号)の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「第十一条の二」を「第十一条の三」に、「第十六条の五」を「第十六条の七」に改める。

(病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

6 病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成七年三月鳥取県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第十九条中「一箇月」を「一月」に改め、「退職し」の下に「、若しくは地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し」を加える。

第二十条中「六箇月」を「六月」に、「一箇月」を「一月」に改め、「退職し」の下に「、若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し」を加える。

鳥取県特別医療費助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成九年十月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第二十四号

鳥取県特別医療費助成条例の一部を改正する条例

鳥取県特別医療費助成条例(昭和四十八年七月鳥取県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号中「国家公務員等共済組合法」を「国家公務員共済組合法」に改める。

第三条第一項中「並びに同表第三号」を「及び同表第三号」に改め、「並びに同表第四号及び第五号に掲げる者」を削り、同条第二項中「老人保健法第二十八条の規定」を「老人保健法の規定(同法第二十八条第二項の規定を除く。)」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の鳥取県特別医療費助成条例の規定は、平成九年九月一日以後に受けた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。